

1. ⑧755～759 簡と⑧1564 簡の関連性

周知のとおり、里耶秦簡⑧755～759 は一つの冊書を構成する簡牘である。『里耶秦簡〔壹〕』において最初に公表された時点で、すでに「簡七五五、…七五九、五簡編聯」と指摘されており¹、『校釈』でも一つの文書としてまとめて釈文が示される²。さらに⑧1523 簡もこの冊書の一部であり、⑧759 簡の後に続くべき「追」の部分であることが、陳垣昶によって指摘されている³。これに加えて、⑧1564 簡も当該冊書の一部を構成し、⑧758 と⑧759 の間に置かれるべきものとする。以下に⑧1564 を加えた全体の釈文と図版とを示しておく。

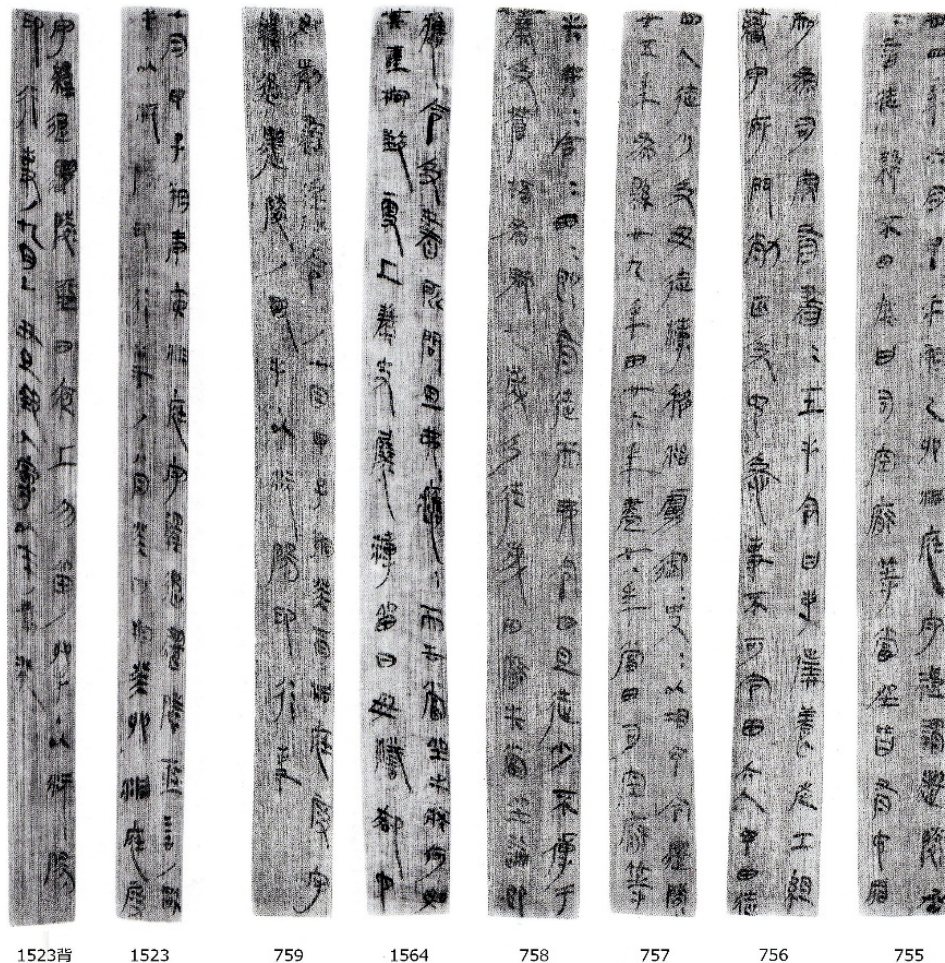
卅四年六月甲午朔乙卯、洞庭守禮謂遷陵丞。 〃言徒隸不田、奏曰、司空厭等當坐、皆有它罪、	755
耐爲司寇、有書。〃壬手。令曰、吏僕・養・走・工・組 織・守府・門・削匠及它急事不可令田、六人予田徒	756
四人。徒少及毋徒、薄（簿）移治虜御〃史〃、以均予。今遷陵 廿五年爲縣、廿九年田、廿六年盡廿八年當田。司空厭等	757
失弗〃令〃田〃、即有徒而弗令田且徒少不傳于 奏。及蒼梧爲郡九歲、乃往歲田。厭失、當坐論、即	758
應（應）令及書所問且弗〃應（應）〃。而云當坐之狀何如。 其謹按（案）致、更上奏決（決）。展薄（簿）留日。毋騰卻。它	1564
如前書律令。〃七月甲子朔癸酉、洞庭段（假）守 繹追遷陵。〃歇手。●以沅陽印行事。	759
歇手	755 背面左下
七月甲子朔庚寅、洞庭守繹追遷陵。亟言。〃歇 手。●以沅陽印行事。〃八月癸巳朔癸卯、洞庭段（假）	8-1523 正
守繹追遷陵。亟日夜上勿留。〃卯手。●以沅陽 印行事。〃九月乙丑旦、郵人曼以來。〃翦發。	8-1523 背

* 小文は京都大学・人文科学研究所の共同研究班「秦代出土文字史料の研究」での討論に基づくものである。参加者は以下の通り。伊藤暁・郭聡敏・魏永康・古勝隆一・佐藤達郎・朱騰・角谷常子・鷹取祐司・土口史記・藤井律之・目黒杏子・安永知晃・宮宅潔。さらに当該簡の会読時（2018 年 11 月 17 日、12 月 1 日）、武漢大学の陳偉教授も来日して討論に参加し、貴重な意見を下さった。

¹ 湖南省文物研究所『里耶秦簡〔壹〕』（文物出版社、2012）、釈文 49 頁。

² 陳偉（主編）『里耶秦簡牘校釈』（第一卷）（武漢大学出版社、2012）、217 頁。

³ 陳垣昶「里耶秦簡 8-1523 編連和 5-1 句讀問題」簡帛網 2013 年 1 月 8 日。



まず、図版から明らかなとおり、⑧1564 は⑧755～⑧759 と簡の長さ・幅がほぼ一致し、かつ筆跡もよく似ている。同一人物が書いた、相互に深く関連する簡であることは間違いない。そのうえで、単に「深く関連する」だけでなく、「⑧758 と⑧759 の間に配置されるべきである」と判断するに至ったのには、いくつかの理由がある。最もわかりやすいのは、「即／如前書律令」（758→759）が見慣れない表現であるのに対して、「它／如前書律令」（1564→759）には次の類例があり、郡守からの下行文書の締めくくりとしてふさわしいという点である。

□□它如前書（⑧1093）

八月庚申、橐佗候賢謂南部候長定昌。寫移書到、逐捕驗問害奴山柎等言。案致收責、

□記以檄言、封傳上計吏。它如都尉府書律令。／尉史明。（73EJT30:26）

さらに⑧1564 をこの位置に置くと、全体の文脈もつかみやすくなる。復原案に拠って文書全体の構成をたどりながら、その点を確認しておこう。

2. 本文書が下されるまでの経緯

本文書は洞庭郡から遷陵県に下されたものであるが、冒頭に「丞言…、有書。書壬手」として、遷陵県丞が洞庭郡に宛てて以前に提出していた上行文書がまず引用される⁴。さらにこの県からの上行文書は、洞庭郡からの照会を承けて作成・提出されたものであり、従って本文書が作成されるまでには、

a. 洞庭郡からの照会

↓

b. 遷陵県の回答

↓

c. 洞庭郡から再度の照会（本文書）

という経緯があったと推測される。洞庭郡－遷陵県の間でのこうした文書の遣り取りが、先行してさらに複数回あった可能性もある。

本文書の構成をたどるなら、県からの回答の引用に続いて、こんどは「令」が引用される。その後の「今遷陵」から「它如前書律令」までが、本文書によって洞庭郡が照会し、遷陵県に対処を求めている内容が記された部分であり、本文書の核心部分にあたる（以下、「本文書の照会部分」と略称）。この照会部分は、遷陵県からの回答に疑問を持った洞庭郡が、それをいったん差し戻し、改めて正確な状況説明を求めたものであり、1564 簡の「却一回答を却下する文書一」とは、まさに本文書そのものを指していよう⁵。

本文書は一部非常に難解である。その一因は、先行する洞庭郡－遷陵県間の遣り取りが断片的にしか分からず、詳細が不明であることに因る。以下、遷陵県からの申し立てと、それに対する本文書での洞庭郡からの照会部分を手がかりにして、いくぶん推測を交えながら、想定される経緯を時系列に従って整理しておく。

a. 洞庭郡からの照会

まず「令」の内容が遷陵県に通達され、それに該当するか否か、問い合わせがなされたことは確実である。後述するとおり、本文書の照会部分では「應⁶令及書所問一令および文書で問い合わせた内容に該当する一」のか「弗應一該当しない一」のかが焦点となっているからである。

「應令」の「令」とは、本文書に「令」として引用される指令⁷のことであるに違いない。

⁴ 「言～有書」というかたちで上行文書を引用する事例は典籍や居延漢簡にその事例がある。

博口占檄文曰、府告姑幕令丞、言賊發不得、有書。檄到、令丞就職、游徼王卿力有餘、如律令。（『漢書』朱博傳）

⁵ この指摘は班員の角谷氏による。

⁶ 「應」とは初世賓・張東輝が指摘するとおり「相當する、符合する」の意である。「漢簡“應書”辨疑」『簡牘學研究』第1輯、甘肅人民出版社1996年版（後『隴上學人文存 初世賓卷』甘肅人民出版社2015年版所収、303-310頁参照。この点は陳偉教授の示教による。

⁷ 里耶秦簡においては、「令に曰く」として規定・準則が引用されていても、それは必ずしも「律令」の「令」ではなく、上級機関からの具体的な指示・命令が「令」と呼ばれている場合もある

要するにそれは、耕作に従事する徒隸が足らなければ、帳簿を作って治虜御史に提出し、人員の補充を受けるよう命じたものだった。

さらに、照会部分に「應令及書所問」とあることが示唆するとおり、この「令」とは別に、洞庭郡が「書」によって何らかの「問い合わせ」を行い、それに該当するか否かも併せて尋ねられたと推測される。本文書の照会部分末尾の「它如前書・律令」の「前書」とは、この文書を指すのだろう。残念ながらその内容は、はっきりとは本文書に引用されておらず、何が指示されたのかは想像する他ない。だが本文書の内容からして、遷陵県での徒隸を動員した官有農地の耕作について、県の設置（始皇 25 年）から現在（始皇 34 年）に至るまでの状況を問うたものであったのは、ほぼ間違いない。

b. 遷陵県からの回答

洞庭郡から「令」と「書」が送られた後、それに対する回答が遷陵県から提出された。その概要は本文書の冒頭に引用されており、「遷陵丞言」から「有書。書壬手」の部分がそれに当たる。

徒隸不田。奏曰、司空厭等當坐、皆有它罪、耐爲司寇。

徒隸が耕作しておりません。「司空の厭らが罪に問われるのに相当し、いずれも他に罪があり、耐司寇とすることになります」と上奏いたします。

この場合の「奏」とは、遷陵県から洞庭郡への報告のことである。後文に「上奏決（決）一決定した処分を報告せよ」、また⑧1695 に「上論奏」とあるのをふまえれば、処罰についての報告を特に「奏」と呼んでいるのかもしれない。いずれにせよ、徒隸が耕作しておらず、その責任は司空厭にあるというのが遷陵県からの回答だった。

ただし、この引用はあくまで回答の概要に過ぎない。回答文書には他のことも述べられており、本文書の照会部分から、それがいくぶん推測できる。まず 757～758 簡の「司空厭等失弗令田」。これもまた厭の責任を問う文言であり、この部分⁸は遷陵県が申し立てた内容と考えられる。758 簡の「厭失、當坐論」も同様である。厭は罪を犯したものの、それは過失であるというのが、遷陵県の言い分であった。

さらに 1564 簡の「云當坐」も遷陵県からの回答の一部であろうが、それに先行して「弗應一（令や書に）該当していない」とあるのに注目すべきである。「令」や「書」には該当しない」とする一方で、「咎められるべき罪がある」と回答したのであれば、それは矛盾であり、まさにこの点が、回答が差し戻された要因であったと考えられる。

「書」の内容は定かでないものの、「令」についていえば、確かに遷陵県の状況はそれに該当しない。遷陵では徒隸が不足していた訳でなく、ただ単に、徒隸の使役を怠っていた

（例えば⑧163）。だがここで引用される「令」は御史への報告を命じたものであり、郡よりも上級のレベルから発せられた命令である可能性が高い。おそらくは皇帝から下された「令」であろう。

⁸ これに先行する「遷陵廿五年爲縣、廿九年田、廿六年盡廿八年當田」もまた、遷陵県からの回答の一部であった可能性がある。次章を参照。

に過ぎないからである。しかし徒隸を用いた耕作が円滑に行われていたかという点、そうではなかった。そこで遷陵県は、令には該当せず、この点で自県に落ち度はないものの、咎められるべき罪はあるという、矛盾した回答を提出するに至ったのではないか。想像を逞しくすれば、遷陵県からの回答がこのように矛盾したものとなったのは、徒隸による官有農地の耕作を何時から始めるべきだったのか、遷陵県自身が正確に把握していなかった（後述）ことに因るのかもしれない。

いずれにせよ、遷陵県からの回答を受け取った洞庭郡は、これを受理せずに差し戻し、詳細について説明を求め、再度調査して報告するように命じるに到った。そのために作成されたのが本文書である。

3. 本文書の内容

本文書の内容のうち、冒頭に置かれた二つの引用、すなわち遷陵県からの回答と「令」については、すでにその内容を簡単に紹介した。これに続く「今」以下が、洞庭郡からの照会ならびに指示である。順次研究会の解釈を示しながら、日本語訳しておく。

今遷陵廿五年爲縣、廿九年田、廿六年盡廿八年當田。司空厭等失弗令田、弗令田、**即**有徒而弗令田**且**徒少不傳于奏？

及

蒼梧爲郡九歲、乃往歲田。厭失、當坐論、

即應（應）令及書所問**且**弗應（應）？弗應（應）而云當坐之狀何如？

この部分には「即 A 且 B」という句形が二度にわたって現れる。これは「～とは、すなわち A なのか、それとも B なのか」という選択疑問文に用いられる句形であり⁹、睡虎地秦簡にも類例がある。

可（何）謂竇署。竇署**即**去毆（也）、**且**非是。是、其論可（何）毆（也）。即去署毆（也）。（法律答問 197）

「竇署」とはどのような意味か。「竇署」とは、すなわち持ち場を離れることなのか、それともそうではないのか。そうであるなら、どのように裁くのか。持ち場を離れることである。

前述したとおり、二つの選択疑問文の前に置かれているのは遷陵県からの回答内容であり、洞庭郡はその内容について、「貴県の言い分は、すなわち A ということなのか、それとも B なのか」と尋ねているのだと考えられる。上級機関からの照会文書に、これと同じような選択疑問文による事実内容の確認が現れる事例は、岳麓簡のなかにも見える¹⁰。

二月辛未、大（太）守令曰、問、芮買（賣）、與朶別買（價）地**且**吏自別直。別直以論狀何如。勿庸報。鞠審、瀝（讞）。（岳麓〔參〕 案例④63～64）

二月辛未、大（太）守からの令に「芮は売却に際し、朶と諮って建物とは別に値踏み

⁹ 二つの選択疑問文が現れる構造であることは、班員の鷹取氏の指摘による。

¹⁰ 陳偉教授からの示教による。

したのか、それとも役人の側が別々に値踏みしたのか。もしも別々に値踏みして裁いたのならば、それは如何なる事情に因るのか。いま回答するには及ばない。取り調べ結果がはっきりしたら、上申せよ。

この事例でも郡が再度の調査・報告を指示しており、「～状何如」という句も本文書の照会部分と一致する。以上の理解に従ってこの部分を翻訳しておく。

さて遷陵県は始皇25年に県となり、29年には耕作を行っているが、26年から28年までも耕作するべきであった。「司空の厭らが過失により耕作させていなかった」との回答であるが、「耕作させていなかった」というのは、すなわち徒隸がいたのに耕作させていなかったのか、それとも徒隸が不足していたのに洞庭郡に上奏¹¹しなかったのか。また、蒼梧郡は郡となって九年であるが、「ようやく、昨年に耕作を始めた。」「厭の過失で、罪を咎めて裁くのに相当する」との回答であるが、それはすなわち「令」や文書の問い合わせ事項に該当するのか、それとも該当しないのか。該当しないのに「罪を咎めるのに相当する」と回答したのなら、それは如何なる事情に因るのか¹²。

ここでは波線部が遷陵県からの回答内容であるとして翻訳したが、この解釈だと「蒼梧郡」云々への言及が何を意図しているのか分かりにくい。あるいは波線部に先行する部分（破線部）もまた、遷陵県の回答の一部であった可能性がある¹³。その場合遷陵県は、自県の落ち度を認めつつ隣郡の状況を引き合いにだし、「早々に耕作を始めるべきとは知らなかった」との弁明をほのめかしていたのであり、その点も差し戻しの一因となったのかもしれない。

これに続いて、差し戻し後の再調査が命じられる。

其謹按（案）致、更上奏夫（決）。展簿（簿）留日。毋騰卻。它如前書律令。

厳正に取り調べ、改めて決定した処分を報告せよ。帳簿が留まっていた日数分を延長せよ。この差し戻し文書を移送するにはおよばない。その他は前に送った文書・律令の通り。

「展簿（簿）留日」は意味するところがはっきりしないが、「簿」が「令」に見える「簿移治虜御史」と関連するなら、御史に提出されるべき、徒隸の使役状況に関する帳簿が未提出のまま滞っており、それが遷陵県で留まっていた日数分だけ提出の締め切りを延長する

¹¹ 以傳奏其言。〔注、應劭曰、敷、陳也。各自奏陳其言、然後試之以官、考其功德也。師古曰、傳讀曰敷。〕（『漢書・宣帝紀』）

¹² 本文では、「令や書に該当しないものの、罪に当たる」と遷陵県が回答したものと考えて論を進めたが、これに対し、遷陵県は該当・非該当についてはっきり回答しなかったと見る別案も出た。その場合、県からの曖昧な回答を受け取った郡が、「該当するのか、該当しないのか」と詰問する一方で、「もしも該当しないのならば、如何なる事情で「罪を咎めるのに相当する」と回答したのか」と問うていることになる。引用した岳麓〔参〕63～64簡の詰問も同様の展開をたどっており、確かにこの解釈でも筋は通る。しかし「弗應而云當坐」の「而」は接続詞であり、「もしも該当しないならば」という条件節を受ける助字とは考えにくい。従って、ここでは暫く本文のように解釈した。

¹³ 破線部分も県からの回答の引用であり、「今」以降に〔回答の引用→選択疑問文による確認・詰問〕が二度繰り返されるのだという指摘は、班員の目黒氏によるものである。

ことを言うのかもしれない¹⁴。「毋騰卻」もまた類例がなく解釈が難しいが、すでに述べたとおり「卻」が本文書のことであるとすれば、遷陵県からの回答に附して本文書を返送する必要はない旨、附言したものであろうか¹⁵。

以上が本文書の、照会部分の内容である。これに続いて、洞庭郡が繰り返し「追」を送り、回答を促したことが記される。陳垠昶の指摘により、その督促が三度に及んだことが知られ、洞庭郡が速やかな返答を必要としていたことがうかがえる。

4. 文書の内容と復原案の妥当性

いくつか不明な点が残るものの、1564 簡を加えることにより、本文書全体の意味内容がよりはっきりしてくるのは、以上の論述からおのずと明らかであろう。復原案により二つの「即 A 且 B」が現れ、洞庭郡による照会の内容や差し戻しの理由が明確になると同時に、遷陵県への再度の調査・報告の指示が、この文書に記されていたことが判明する。758→759 という編綴のままでは、「司空厭らに罪がある」という遷陵県に対し、洞庭郡が「厭が坐すべきである」と応じていることになり、県の主張と郡の指摘が合致しているのに、なぜその後「追」が繰り返されているのか、まったく理由が分からない。実のところ 1564 簡は本文書にとって最も肝要な部分であり、それを 758 簡と 759 簡の間に置くことにより、初めて本文書の合理的な理解が可能となるというのが、研究会での結論である。

(2018 年 1 月 4 日 初稿、1 月 22 日 定稿、3 月 3 日修訂)

(2018 年 3 月 5 日 受理)

原載 (中文版): 武汉大学简帛研究中心・简帛網

http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2992

¹⁴ 「(展) 簿留日」は⑧1617+⑧869、⑧2154、⑧638 にも見え、「書(某日)到、(某日)起、留○日」(⑧648、⑧944)との関連が推測される。伊強「里耶秦簡“展……日”的釋讀」『簡帛研究二〇一六(秋冬卷)』も参照のこと。

¹⁵ あるいは「卻=却下された申し立て」で、すでに差し戻された、以前の遷陵県からの回答を再び送ってこないよう命じたものかもしれない。